

1 処分を受けた税理士

氏 名： 高野 宏之

登録番号： 第111153号

2 処分の内容

令和3年1月8日から2年の税理士業務の停止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）

被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。

また、被処分者は、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

さらに、被処分者は、自己の相続税の申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、課税価格の申告漏れを生じさせた。